（利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報）

第百十条の三十四　銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第六条の五の二第一項の登録を受けないで信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる者（法第六条の四の四第三項の規定による届出をした信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二　法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の信用協同組合等又は信用協同組合連合会との間で、法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる信用協同組合電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　［略］

（特定預金等）

第百十条の三十六　法第六条の五の十一第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

（契約の種類）

第百十条の三十七　法第六条の五の十一第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第百十条の三十八　準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第百十条の四十の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第百十条の三十九　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者との契約によりファイルを自己の管

（利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報）

第百十条の三十四　［同上］

一　法第六条の五の二第一項の登録を受けないで信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる者（法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二　法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の信用協同組合等又は信用協同組合連合会との間で、法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる信用協同組合電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　［同上］

（特定預金等）

第百十条の三十六　法第六条の五の十一に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

（契約の種類）

第百十条の三十七　法第六条の五の十一において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第六条の五の十一に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第百十条の三十八　準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第百十条の四十の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第百十条の三十九　［同上］

一　［同上］

イ　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等又は信用協同組合代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以